一般社団法人 日 本 照 明 工 業 会

JIL 5002: 2018 改正 埋込み形照明器具

Recessed luminaries

改正追補

JIS C 8105-1 (照明器具-第1部:安全性要求事項通則)の3.2 (照明器具の表示)の3.2.13の表現に合わせて、"照明面"を"被照射物(面)"に見直し、本改正追補を発行する。

本体 8 ページの 13.1.1(必ず表示する内容)の e)を, 次に置き換える。

e) 集光形の照明器具は, JIS C 8105-1 の図1の被照射物(面)までの許容最小距離を表示する。

この改正追補は,2019年10月18日より適用する。

一般社団法人 日本照明工業会規格 JIL 5002

「埋込み形照明器具」

制 定:1987年11月16日

改 正:2018年 9月 6日

改正追補: 2019年10月18日

承認機関: 埋込み形照明器具自主評定委員会

(委員長 荒木 慶和)

立案機関: 埋込み形照明器具基準作成小委員会

(主査 奥代 茂樹)

発行日 2019年10月18日

発 行 一般社団法人 日本照明工業会

東京都台東区台東4-11-4

(三井住友銀行御徒町ビル 8F)

電話 (03) 6803-0501

禁 無断複写、転載